

【参考】

業務ごとの変更概要(第6.0版)案

【第5.1版】から【第6.0版】(案)への変更概要(個人住民税・機能要件)

機能ID	第5.1版	検討経過	第6.0版(案)	実装区分／適合基準日
<p>1.3.1. 申告書発送対象抽出 ID:0100790</p>	<p>以下の条件の要否を指定し、個人住民税申告書の発送対象者を抽出できること。</p> <p><抽出条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢 ・未申告者 ・発送希望者 ・生活保護の有無 ・前年個人住民税申告書提出有無 <p><申告書発送者からの除外条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度、確定申告書提出者 ・事業所・家屋敷課税対象者 ・住民登録外課税者 ・死亡者 	<p>地方団体からの要望等により、前年度未申告者を考慮できるよう追記した。</p>	<p>以下の条件の要否を指定し、個人住民税申告書の発送対象者を抽出できること。</p> <p><抽出条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢 ・未申告者 ・発送希望者 ・生活保護の有無 ・前年個人住民税申告書提出有無 ・前年度未申告者 <p><申告書発送者からの除外条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度、確定申告書提出者 ・事業所・家屋敷課税対象者 ・住民登録外課税者 ・死亡者 	<p>実装必須機能／令和10年4月1日</p>
<p>1.4.37. 国税連携(eLTAX連携) ID:0100791</p>	<p>KSK訂正、KSK削除、e-Tax連絡不可データ及びe-Tax連絡不可の取消データを判別し、対応する取込済みの国税連携データの有効及び無効(非合算)を判定できること。</p> <p>ただし、各種データの有効・無効(非合算)を個別に指定している場合は、自動判定の対象外とできること。</p> <p><自動判定条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データの取込日が最新のデータを有効とする。 <p>※KSKデータの取込日は、個別に指定もできること</p>	<p>地方税共同機構から示されている「eLTAX5期更改における見積参考資料」に則り、追記した。</p>	<p>KSK訂正、KSK削除、e-Tax連絡不可データ及びe-Tax連絡不可の取消データを判別し、対応する取込済みの国税連携データの有効及び無効(非合算)を判定できること。</p> <p>ただし、各種データの有効・無効(非合算)を個別に指定している場合は、自動判定の対象外とできること。</p> <p><自動判定条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データの取込日が最新のデータを有効とする。 ※KSKデータの取込日は、個別に指定もできること <p>・eLTAX5期更改後のデータについては、受付番号と連絡データ作成年月日の組み合わせで最新のデータを有効とする。</p>	<p>標準オプション機能</p>

【第5.1版】から【第6.0版】(案)への変更概要(個人住民税・機能要件)

機能ID	第5.1版	検討経過	第6.0版(案)	実装区分／適合基準日
1.4.37. 国税連携(eLTAX連携) ID:0100792	KSK訂正、KSK削除、e-Tax連絡不可データ及びe-Tax連絡不可の取消データを判別し、対応する取込済みの国税連携データの有効及び無効(非合算)を判定できること。 ただし、各種データの有効・無効(非合算)を個別に指定している場合は、自動判定の対象外とできること。 <自動判定条件> ・KSK新規とKSK訂正ではKSK訂正を有効とする。	同上	KSK訂正、KSK削除、e-Tax連絡不可データ及びe-Tax連絡不可の取消データを判別し、対応する取込済みの国税連携データの有効及び無効(非合算)を判定できること。 ただし、各種データの有効・無効(非合算)を個別に指定している場合は、自動判定の対象外とできること。 <自動判定条件> ・KSK新規とKSK訂正ではKSK訂正を有効とする。 ・eLTAX5期更改後のデータについては、受付番号と連絡データ作成年月日の組み合わせで最新のデータを有効とする。	標準オプション機能
1.4.37. 国税連携(eLTAX連携) ID:0100793	(機能要件) KSK訂正、KSK削除、e-Tax連絡不可データ及びe-Tax連絡不可の取消データを判別し、対応する取込済みの国税連携データの有効及び無効(非合算)を判定できること。 ただし、各種データの有効・無効(非合算)を個別に指定している場合は、自動判定の対象外とできること。 <自動判定条件> ・データの取込日が最新のデータが「KSK削除」又は「e-Tax連絡不可データ」の場合は、そのデータを無効とする。	地方税共同機構から示されている「eLTAX5期更改における見積参考資料」に則り、備考欄に追記した。	(機能要件) KSK訂正、KSK削除、e-Tax連絡不可データ及びe-Tax連絡不可の取消データを判別し、対応する取込済みの国税連携データの有効及び無効(非合算)を判定できること。 ただし、各種データの有効・無効(非合算)を個別に指定している場合は、自動判定の対象外とできること。 <自動判定条件> ・データの取込日が最新のデータが「KSK削除」又は「e-Tax連絡不可データ」、「e-Tax削除」の場合は、そのデータを無効とする。 (備考) ・eLTAX5期更改後は複数ファイルを1つのデータとして取り込むため、ファイルがすべて削除となっている場合に無効の判断をする。	標準オプション機能
1.4.38. 国税連携(eLTAX連携) ID:0100794	国税連携(KSK分)データに含まれる納税者番号(税務署整理番号・局署番号・受付番号・台帳番号・異動日)を管理(設定・保持・修正)できること。	地方税共同機構から示されている「eLTAX5期更改における見積参考資料」に則り、共通番号について追記した。	国税連携(KSK分)データに含まれる納税者番号(税務署整理番号・局署番号・受付番号・台帳番号・異動日・共通番号)を管理(設定・保持・修正)できること。	標準オプション機能

【第5.1版】から【第6.0版】(案)への変更概要(個人住民税・機能要件)

機能ID	第5.1版	検討経過	第6.0版(案)	実装区分/適合基準日
1.4.38. 国税連携(eLTAX連 携) ID:0100795	確定申告書KSKデータのうち、第二表のTIFFデータよりイメージを印刷できること。	地方税共同機構から示されている「eLTAX5期更改における見積参考資料」に則り、データ形式の追加を踏まえ訂正した。	確定申告書KSKデータのうち、第二表のTIFF等のデータよりイメージを印刷できること。	標準オプション機能
1.4.62. 他団体回送 ID:0100796	他団体への回送用データとして給与支払報告書及び公的年金等支払報告書について、総務省形式のCSVレイアウトを個別の出力及び回送先の地方団体ごと一括で出力できること。また、確定申告書については回送先のほか、国税連携システムで回送処理に必要な情報(年分、局署番号、整理番号、カナ氏名、生年月日、住所、台帳番号及び連携データ作成年月日等)を出力できること。	同上	他団体への回送用データとして給与支払報告書及び公的年金等支払報告書について、総務省形式のCSVレイアウトを個別の出力及び回送先の地方団体ごと一括で出力できること。また、確定申告書については回送先のほか、国税連携システムで回送処理に必要な情報(年分、局署番号、整理番号、カナ氏名、生年月日、住所、台帳番号、共通番号及び連携データ作成年月日等)を出力できること。	実装必須機能(※)
4.2.4. 普通徴収納税通知書 等発行 ID:0100797	-	地方団体等からの要望等により追加した。	過年度分の特別徴収税額決定(変更)通知について、市区町村の判断により当該通知の作成有無の設定ができること。	標準オプション機能

【第5.1版】から【第6.0版】(案)への変更概要(個人住民税・帳票要件)

帳票ID	第5.1版	検討経過	第6.0版(案)	実装区分／適合基準日
<p>所得証明書 ID:0100095</p> <p>所得証明書 (指定都市) ID:0108006</p>	<p>項番45:備考 特記事項等 ・配当割額・株式等譲渡所得割額控除額がある場合 「税額は定率控除後、配当割額・株式等譲渡所得割額控除後、100円未満の端数処理後の金額です」 等</p>	<p>地方団体からの要望等により、諸元表の補記と修正、帳票レイアウトの修正を行った。</p>	<p>諸元表について、 項番19 その他所得「控除」の文言が抜けていたため訂正 項番20、33 内容について、「余白が発生する場合、最後に印字した項目の次に「*****」を記載する。」を追記 項番35:項目名を繰越控除額に訂正 項番38:本人控除該当の有無・内訳について、年度により存在しない控除については、印字しないことを選択できること。(行は詰めず欄はそのままとする。)と追記 項番40:発行者の肩書きの行数を拡張 項番45:備考 特記事項等 ・「配当割額・株式等譲渡所得割額控除額がある場合」について「定率控除後」の文言を削除 ・「個人住民税が非課税の場合、該当する文言を印字」について、条文の記載の訂正</p> <p>帳票レイアウトについて、諸元表に合わせ修正 所得金額等:19行 所得控除額:13行</p>	<p><所得証明書> 実装必須帳票／令和10年4月1日</p>

【第5.1版】から【第6.0版】(案)への変更概要(法人住民税・機能要件)

機能ID	第5.1版	検討経過	第6.0版(案)	実装区分／適合基準日
-	補足資料2_連携項目例	<p>地方税共同機構からの池のご意見を踏まえ、修正した。</p> <p>・「補足資料2_連携項目例」シートは、その大部分が地方税共同機構が作成している「市町村民税法人税割に係る課税標準額等の通知 CSVファイルレイアウト(地方団体のみ使用)」を基に作成されていると認識している。</p> <p>・地方税共同機構では地方団体からの意見を受け、当該CSVファイルレイアウトの内容をR6年3月に一部修正しているが、法人住民税の補足資料はその修正内容に対応できていない。今後も当該CSVファイルレイアウトの内容は適宜見直しを行うため、原則一年に一度改版を行う法人住民税の標準仕様書と最新のCSVファイルレイアウトの内容の乖離は今後も起こりうると見込まれる。</p> <p>・地方団体が標準仕様書のファイルレイアウトを参考に業務や基幹システム等の改修を行ってしまうことを懸念しているため、標準仕様書側の「補足資料2_連携項目例」シートは削除した方がよい。</p>	補足資料2_連携項目例を削除	-
2.3.1. 課税標準額通知データによる申告是認(一括処理) ID:0110206	<p>都道府県からeLTAX経由で届く課税標準額通知データを取り込み、課税情報と突合することで、適正課税の推進に寄与する。本機能は、以下の2点を達成するための機能である。</p> <p>1. 通知との不一致箇所の抽出 2. 確認(処理)済情報の状態管理</p> <p>これまで都道府県からeLTAX経由で課税標準額通知データを受領しても、法人住民税システムと連携できないことから紙資料以上に業務上の負担が大きいという意見もあり、全国意見照会でも需要が大きい機能であることを確認した。なお、eLTAXからの取込ファイルは統一されているものの、各項目に入力されているデータについて都道府県ごとに解釈が異なる場合があることも考慮した設計としている。</p> <p>※当該機能の具体的な処理フロー例については補足資料1を、課税標準額通知データのCSVファイルレイアウトについては地方税共同機構作成の「市町村民税法人税割に係る課税標準額等の通知 CSVファイルレイアウト」を参照のこと。</p> <p>なお、機能要件2.3. 都道府県連携・申告是認に関しては、基礎自治体が都道府県からeLTAX経由で受領した課税標準額通知データ(紙媒体)自体をもって管理することで代替運用が達成できる状況であり、かつ現時点で全ての都道府県がeLTAXを経由して課税標準額通知を送付している訳ではない事情も鑑みて、標準オプション機能として整理している。全都道府県がeLTAXを経由して、基礎自治体宛てに課税標準額通知を送付する運用が確認された場合には、当該機能を実装必須機能として整理することも検討する。</p>	同上	<p>都道府県からeLTAX経由で届く課税標準額通知データを取り込み、課税情報と突合することで、適正課税の推進に寄与する。本機能は、以下の2点を達成するための機能である。</p> <p>1. 通知との不一致箇所の抽出 2. 確認(処理)済情報の状態管理</p> <p>これまで都道府県からeLTAX経由で課税標準額通知データを受領しても、法人住民税システムと連携できないことから紙資料以上に業務上の負担が大きいという意見もあり、全国意見照会でも需要が大きい機能であることを確認した。なお、eLTAXからの取込ファイルは統一されているものの、各項目に入力されているデータについて都道府県ごとに解釈が異なる場合があることも考慮した設計としている。</p> <p>※当該機能の詳細な考え方は、補足資料1、補足資料2を参照のこと。</p> <p>なお、機能要件2.3. 都道府県連携・申告是認に関しては、基礎自治体が都道府県からeLTAX経由で受領した課税標準額通知データ(紙媒体)自体をもって管理することで代替運用が達成できる状況であり、かつ現時点で全ての都道府県がeLTAXを経由して課税標準額通知を送付している訳ではない事情も鑑みて、標準オプション機能として整理している。全都道府県がeLTAXを経由して、基礎自治体宛てに課税標準額通知を送付する運用が確認された場合には、当該機能を実装必須機能として整理することも検討する。</p>	標準オプション機能

【第5.1版】から【第6.0版】(案)への変更概要(法人住民税・帳票要件)

帳票ID	第5.1版	検討経過	第6.0版(案)	実装区分／適合基準日
みなす申告通知書 ID:0110007	—	<p>指定都市対応として、更正決定通知書では、区ごとの均等割月数、均等割額等の内訳印字が可能である。</p> <p>「みなす申告通知書」においても、区ごとの均等割月数や従業者数によって税率が異なるケースがあるため、項番25「この申告により納付すべき均等割額」(みなす申告書の記載)で合算額のみを通知すると、納税者にとって計算根拠が不明確になることが懸念される。よって、「みなす申告通知書」においても、指定都市において区ごとの均等割月数、均等割額等の内訳印字を行えるように修正することとした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区ごとの均等割月数 ・行政区ごとの均等割額 	標準オプション帳票

【第5.1版】から【第6.0版】(案)への変更概要(固定資産税・機能要件)

機能ID	第5.1版	検討経過	第6.0版(案)	実装区分／適合基準日
1.1.1. 土地登記情報管理 ID:0120339	<p>土地登記情報を課税台帳上で管理(設定・保持・修正)できること。同一の地番に複数の土地登記情報がある場合には区別して管理(設定・保持・修正)できること。課税台帳上で年度管理ができること。</p> <p><土地登記情報> 【以下の事項は、令和4年度税制改正で追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡の符号 ・相続人申告登記(法定相続人として申出をした者の氏名・住所) ・会社法人等番号 ・外国居住者の国内連絡先 ・支援措置対象者等の「住所に代わる事項」 	<p>当該改正はR8.4.1に施行されたため、6.0版にて備考書き含め削除する。</p>	<p>土地登記情報を課税台帳上で管理(設定・保持・修正)できること。同一の地番に複数の土地登記情報がある場合には区別して管理(設定・保持・修正)できること。課税台帳上で年度管理ができること。</p> <p><土地登記情報> 【以下の事項は、令和4年度税制改正で追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡の符号 ・相続人申告登記(法定相続人として申出をした者の氏名・住所) ・会社法人等番号 ・外国居住者の国内連絡先 ・支援措置対象者等の「住所に代わる事項」 	標準オプション機能
1.1.1. 土地登記情報管理 ID:0120339	<p>登記所からの登記済通知書に基づき、家屋登記情報を管理(設定・保持・修正)できること。課税台帳上で年度管理ができること。</p> <p>【以下の事項は、令和4年度税制改正で追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡の符号 ・相続人申告登記(法定相続人として申出をした者の氏名・住所) ・会社法人等番号 ・外国居住者の国内連絡先 ・支援措置対象者等の「住所に代わる事項」 	<p>当該改正はR8.4.1に施行されたため、6.0版にて備考書き含め削除する。</p>	<p>登記所からの登記済通知書に基づき、家屋登記情報を管理(設定・保持・修正)できること。課税台帳上で年度管理ができること。</p> <p>【以下の事項は、令和4年度税制改正で追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡の符号 ・相続人申告登記(法定相続人として申出をした者の氏名・住所) ・会社法人等番号 ・外国居住者の国内連絡先 ・支援措置対象者等の「住所に代わる事項」 	標準オプション機能

【第5.1版】から【第6.0版】(案)への変更概要(固定資産税・帳票要件)

帳票ID	第5.1版	検討経過	第6.0版(案)	実装区分／適合基準日
種類別明細書(全資産用・プレ申告用)(専用紙かつ複写式) ID:0120015	仕様書上の項目名「課税標準額の特例」	レイアウト上「課税標準の特例」とされているが、諸元表上の項目名が「課税標準額の特例」とされているため、諸元表の誤記を訂正する。	仕様書上の項目名「課税標準額の特例」	標準オプション帳票
種類別明細書(全資産用・プレ申告用)(専用紙) ID:0120016	仕様書上の項目名「課税標準額の特例」	レイアウト上「課税標準の特例」とされているが、諸元表上の項目名が「課税標準額の特例」とされているため、諸元表の誤記を訂正する。	仕様書上の項目名「課税標準額の特例」	標準オプション帳票
種類別明細書(全資産用・プレ申告用)(汎用紙) ID:0120017	仕様書上の項目名「課税標準額の特例」	レイアウト上「課税標準の特例」とされているが、諸元表上の項目名が「課税標準額の特例」とされているため、諸元表の誤記を訂正する。	仕様書上の項目名「課税標準額の特例」	実装必須帳票／令和8年4月1日、令和9年4月1日
種類別明細書(閲覧用) ID:0120022	仕様書上の項目名「課税標準額の特例」	レイアウト上「課税標準の特例」とされているが、諸元表上の項目名が「課税標準額の特例」とされているため、諸元表の誤記を訂正する。	仕様書上の項目名「課税標準額の特例」	標準オプション帳票
共有者氏名表(外部用) ID:0120049	家屋番号項目「〇〇マンション101」	レイアウト上、家屋番号項目に方書の記載があるため、当該記載を削除。	家屋番号項目「空欄」	実装必須帳票／令和8年4月1日
名寄帳兼(補充)課税台帳(土地・家屋・償却資産) ID:0120057	償却資産-数量 「印字する場合は「資産ごとの備考欄」に印字する。」	諸元表における誤記の訂正 名寄帳は償却資産の明細を印字する行を有しないため、「資産ごとの備考欄」ではなく「全体の備考欄」に印字する仕様に改める。	償却資産-数量 「印字する場合は「資産ごと全体の備考欄」に印字する。」	実装必須帳票／令和10年4月1日

【第5.1版】から【第6.0版】(案)への変更概要(固定資産税・帳票要件)

帳票ID	第5.1版	検討経過	第6.0版(案)	実装区分／適合基準日
無資産証明書(土地・家屋) ID:0120100	申請者氏名又は名称 桁数「14/2」	枠が広く設けられているにもかかわらず、桁数/行数が14桁/2行であり、法人の場合不自然な改行になることが見受けられるため枠を最大限活用できる桁数/行数に拡張する。	申請者氏名又は名称 桁数「30/2」	実装必須帳票／令和10年4月1日 ※名称変更は令和8年4月1日
無資産証明書(土地・家屋・償却資産) ID:0120117	—	地方団体からの意見を踏まえ、償却資産に係る無資産を証明する用途として、新たに「無資産証明書(土地・家屋・償却資産)」を定義する。	当該帳票を新規に定義	標準オプション帳票
評価証明書(土地・家屋) ID:0120101	種類項目 「構造等の枠に印字する。」	諸元表における誤記の訂正として、備考書きを削除する。	種類項目 「 構造等の枠に印字する。 」	実装必須帳票／令和10年4月1日
公課証明書(土地・家屋・償却資産) ID:0120102	種類・床面積項目 「構造等の枠に印字する。」	諸元表における誤記の訂正として、備考書きを削除する。	種類・床面積項目 「 構造等の枠に印字する。 」	実装必須帳票／令和10年4月1日

【第5.1版】から【第6.0版】(案)への変更概要(軽自動車税・機能要件)

機能ID	第5.1版	検討経過	第6.0版(案)	実装区分／適合基準日
<p>1.1.1. 車両情報管理 ID:0130242</p>	<p>(備考) ・軽自管理番号は職員で直接修正できる必要はなく、参照のみできれば良い。 ・画面表示上の実装方法として、種別、営業用・自家用区分及び用途を組み合わせることは問題ない。(例:軽4輪自家用乗用) ・団体別仮名識別子とは、地方団体ごとに納税者を一意に特定する固有の識別子を指し、申請情報を元に基幹システムの税宛名情報と突合し、一致した宛名に識別子を紐づけることで、eLTAX(通知IFS)と基幹システム間で個人を特定する。 ・納通QR識別子は帳票に印字されている納通QRが汚損等により読み込めない場合に入力する番号 ・要件の考え方・理由に記載の条番号等(●)は法改正後に反映する予定</p> <p>(要件の考え方・理由) 税務システム等標準化検討会や全国意見照会において、課税事務上システムでの管理が必要な項目の確認を行った。 上記のうち、原則として「軽自動車税申告書(報告書)(第●号の●様式(第●条関係))」及び「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)(第●号の●様式(第●条関係))」の記載項目については、実装必須機能としている。</p> <p>被けん引車両情報の管理については、経年車重課判定や適用税率判定の際に考慮する情報であるため、実装必須機能としている。ただし、当該項目への登録有無は地方団体の実情を踏まえ判断するものとして整理した。</p> <p>納税通知書等の電子化のための要件として、納税通知書単位で「電子通知希望(有/無)」及び「団体別仮名識別子」、「納通QR識別子」を管理するため定義した。詳細は地方税共同機構の仕様書等を確認すること。</p>	<p>法改正に伴い、備考及び要件の考え方・理由記載の条番号を修正した。</p>	<p>(備考) ・軽自管理番号は職員で直接修正できる必要はなく、参照のみできれば良い。 ・画面表示上の実装方法として、種別、営業用・自家用区分及び用途を組み合わせることは問題ない。(例:軽4輪自家用乗用) ・団体別仮名識別子とは、地方団体ごとに納税者を一意に特定する固有の識別子を指し、申請情報を元に基幹システムの税宛名情報と突合し、一致した宛名に識別子を紐づけることで、eLTAX(通知IFS)と基幹システム間で個人を特定する。 ・納通QR識別子は帳票に印字されている納通QRが汚損等により読み込めない場合に入力する番号 -要件の考え方・理由に記載の条番号等(●)は法改正後に反映する予定</p> <p>(要件の考え方・理由) 税務システム等標準化検討会や全国意見照会において、課税事務上システムでの管理が必要な項目の確認を行った。 上記のうち、原則として「軽自動車税申告書(報告書)(第33●号の4●様式(第16●条関係))」及び「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)(第33●号の5●様式(第16●条関係))」の記載項目については、実装必須機能としている。</p> <p>被けん引車両情報の管理については、経年車重課判定や適用税率判定の際に考慮する情報であるため、実装必須機能としている。ただし、当該項目への登録有無は地方団体の実情を踏まえ判断するものとして整理した。</p> <p>納税通知書等の電子化のための要件として、納税通知書単位で「電子通知希望(有/無)」及び「団体別仮名識別子」、「納通QR識別子」を管理するため定義した。詳細は地方税共同機構の仕様書等を確認すること。</p>	<p>実装必須機能／令和9年3月1日</p>

【第5.1版】から【第6.0版】(案)への変更概要(軽自動車税・機能要件)

機能ID	第5.1版	検討経過	第6.0版(案)	実装区分／適合基準日
<p>1.1.1. 車両情報管理 ID:0130002</p>	<p>(備考) ・要件の考え方・理由に記載の条番号等(●)は法改正後に反映する予定</p> <p>(要件の考え方・理由) 税務システム等標準化検討会や全国意見照会において、課税事務上システムでの管理が必要な項目の確認を行った。上記のうち、原則として「軽自動車税申告書(報告書)(第●号の●様式(第●条関係))」及び「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)(第●号の●様式(第●条関係))」の記載項目以外については標準オプション機能としている。</p> <p>フルアシスト自転車該当区分については、当該車両は新製品・新規経路での市場への流通やメーカー回収などの不確定要素も多いため、事務効率の観点で種別とは別途判別可能な区分を設けることが有効という意見があったことから、標準オプション機能とする。</p> <p>試乗車区分については、試乗車の車両情報を軽自動車税の車両台帳とは別途管理している事例もあることから、標準オプション機能とする。</p> <p>受付拠点及び入力拠点は、大規模団体を分けて管理を行う必要がある場合があるため、標準オプション機能とした。</p> <p>一括納税対象車両区分は、一部の地方団体において実施されている複数車両の納税を一括で行うための納付書を交付する運用があるが、当該運用に際して対象となる車両かどうかを判別するための区分である。運用する地方団体が限定されることから、標準オプション機能とした。</p>	<p>法改正に伴い、備考及び要件の考え方・理由に記載の条番号を修正した。</p>	<p>(備考) ・要件の考え方・理由に記載の条番号等(●)は法改正後に反映する予定</p> <p>(要件の考え方・理由) 税務システム等標準化検討会や全国意見照会において、課税事務上システムでの管理が必要な項目の確認を行った。上記のうち、原則として「軽自動車税申告書(報告書)(第33●号の4●様式(第16●条関係))」及び「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)(第33●号の5●様式(第16●条関係))」の記載項目以外については標準オプション機能としている。</p> <p>フルアシスト自転車該当区分については、当該車両は新製品・新規経路での市場への流通やメーカー回収などの不確定要素も多いため、事務効率の観点で種別とは別途判別可能な区分を設けることが有効という意見があったことから、標準オプション機能とする。</p> <p>試乗車区分については、試乗車の車両情報を軽自動車税の車両台帳とは別途管理している事例もあることから、標準オプション機能とする。</p> <p>受付拠点及び入力拠点は、大規模団体を分けて管理を行う必要がある場合があるため、標準オプション機能とした。</p> <p>一括納税対象車両区分は、一部の地方団体において実施されている複数車両の納税を一括で行うための納付書を交付する運用があるが、当該運用に際して対象となる車両かどうかを判別するための区分である。運用する地方団体が限定されることから、標準オプション機能とした。</p>	<p>標準オプション機能</p>
<p>1.1.2. 標識情報管理 ID:0130011</p>	<p>(備考) ・要件の考え方・理由に記載の条番号等(●)は法改正後に反映する予定</p> <p>(要件の考え方・理由) 各団体の条例に基づき、「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)(第●号の●様式(第●条関係))」に記載のある種別においては、市町村での標識発行を行っていることから発行した標識の管理を行うにあたり必要な機能の定義を行った。なお、標識番号の採番ルールは地方団体の規定に則り、アルファベットの使用も可能である。</p>	<p>法改正に伴い、備考及び要件の考え方・理由に記載の条番号を修正した。</p>	<p>(備考) ・要件の考え方・理由に記載の条番号等(●)は法改正後に反映する予定</p> <p>(要件の考え方・理由) 各団体の条例に基づき、「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)(第33●号の5●様式(第16●条関係))」に記載のある種別においては、市町村での標識発行を行っていることから発行した標識の管理を行うにあたり必要な機能の定義を行った。なお、標識番号の採番ルールは地方団体の規定に則り、アルファベットの使用も可能である。</p>	<p>実装必須機能／令和8年4月1日</p>

【第5.1版】から【第6.0版】(案)への変更概要(軽自動車税・機能要件)

機能ID	第5.1版	検討経過	第6.0版(案)	実装区分／適合基準日
<p>1.1.4. 名義人情報管理 ID:0130018</p>	<p>(備考) ・「宛名基本情報」は、業務共通要件に記載のものを指す。 特に軽自動車税業務では以下の項目を意図しているが、業務共通要件に記載のある項目が管理できれば問題ない。(以降同様)</p> <p>宛名番号 氏名(名称)(カナ・漢字) 住所(所在地)(郵便番号・方書含む。) 生年月日</p> <p>・要件の考え方・理由に記載の条番号等(●)は法改正後に反映する予定</p> <p>(要件の考え方・理由) 「軽自動車税申告書(報告書)(第●号の●様式(第●条関係))」及び「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)(第●号の●様式(第●条関係))」における名義人(所有者、使用者)の項目について、必要な管理機能の定義を行った。</p>	<p>法改正に伴い、備考及び要件の考え方・理由記載の条番号を修正した。</p>	<p>(備考) ・「宛名基本情報」は、業務共通要件に記載のものを指す。 特に軽自動車税業務では以下の項目を意図しているが、業務共通要件に記載のある項目が管理できれば問題ない。(以降同様)</p> <p>宛名番号 氏名(名称)(カナ・漢字) 住所(所在地)(郵便番号・方書含む。) 生年月日</p> <p>-要件の考え方・理由に記載の条番号等(●)は法改正後に反映する予定</p> <p>(要件の考え方・理由) 「軽自動車税申告書(報告書)(第33●号の4●様式(第16●条関係))」及び「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)(第33●号の5●様式(第16●条関係))」における名義人(所有者、使用者)の項目について、必要な管理機能の定義を行った。</p>	<p>実装必須機能／令和8年4月1日</p>
<p>1.1.6. 納税義務者情報管理 ID:0130021</p>	<p>(備考) ・振替口座情報については、収納管理システム等のサブシステムからの参照も可とする。</p> <p>・要件の考え方・理由に記載の条番号等(●)は法改正後に反映する予定</p> <p>(要件の考え方・理由) 「軽自動車税申告書(報告書)(第●号の●様式(第●条関係))」及び「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)(第●号の●様式(第●条関係))」における納税義務者の項目について、必要な管理機能の定義を行った。</p>	<p>法改正に伴い、備考及び要件の考え方・理由記載の条番号を修正した。</p>	<p>(備考) ・振替口座情報については、収納管理システム等のサブシステムからの参照も可とする。</p> <p>-要件の考え方・理由に記載の条番号等(●)は法改正後に反映する予定</p> <p>(要件の考え方・理由) 「軽自動車税申告書(報告書)(第33●号の4●様式(第16●条関係))」及び「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)(第33●号の5●様式(第16●条関係))」における納税義務者の項目について、必要な管理機能の定義を行った。</p>	<p>実装必須機能／令和8年4月1日</p>
<p>1.1.8. 定置場情報管理 ID:0130024</p>	<p>(備考) ・定置場を納税義務者又は各種名義人の住所での初期値設定とする対応も可とする。</p> <p>・要件の考え方・理由に記載の条番号等(●)は法改正後に反映する予定</p> <p>(要件の考え方・理由) 軽自動車税申告書(報告書)(第●号の●様式(第●条関係))及び「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)(第●号の●様式(第●条関係))」における主たる定置場の項目について、必要な管理機能の定義を行った。</p>	<p>法改正に伴い、備考及び要件の考え方・理由記載の条番号を修正した。</p>	<p>(備考) ・定置場を納税義務者又は各種名義人の住所での初期値設定とする対応も可とする。</p> <p>-要件の考え方・理由に記載の条番号等(●)は法改正後に反映する予定</p> <p>(要件の考え方・理由) 「軽自動車税申告書(報告書)(第33●号の4●様式(第16●条関係))」及び「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)(第33●号の5●様式(第16●条関係))」における主たる定置場の項目について、必要な管理機能の定義を行った。</p>	<p>実装必須機能／令和8年4月1日</p>

【第5.1版】から【第6.0版】(案)への変更概要(軽自動車税・機能要件)

機能ID	第5.1版	検討経過	第6.0版(案)	実装区分／適合基準日
<p>1.1.9. 課税区分管理 ID:0130027</p>	<p>(備考) ・要件の考え方・理由に記載の条番号等 (●)は法改正後に反映する予定</p> <p>(要件の考え方・理由) 地方税法第●条(国等に対する軽自動車税の非課税)に基づく事務を行う際に、当該法令が国、非課税独立行政法人等の特定の団体を非課税対象として挙げていることから、税務システム等標準化検討会において当該機能が業務効率上有用であるという結論になった。 また、本機能は課税事務の正確さを担保するうえでも有意義と考えられることから税務システム等標準化検討会における議論を踏まえて実装必須機能とした。</p>	<p>法改正に伴い、備考及び要件の考え方・理由記載の条番号を修正した。</p>	<p>(備考) ・要件の考え方・理由に記載の条番号等(●)は法改正後に反映する予定</p> <p>(要件の考え方・理由) 地方税法第445●条(国等に対する軽自動車税の非課税)に基づく事務を行う際に、当該法令が国、非課税独立行政法人等の特定の団体を非課税対象として挙げていることから、税務システム等標準化検討会において当該機能が業務効率上有用であるという結論になった。 また、本機能は課税事務の正確さを担保するうえでも有意義と考えられることから税務システム等標準化検討会における議論を踏まえて実装必須機能とした。</p>	<p>実装必須機能／令和8年4月1日</p>
<p>3.2.1. 減免マスタ管理 ID:0130099</p>	<p>(備考) ・減免対象区分の名称については以下のようなものを想定している。</p> <p><減免対象区分の名称の例> 生活保護 公益使用 障害者(本人が運転/生計を一にするものが運転/常時介護者が運転) 構造が専ら身体障害者等の利用に供する戦傷病者 福祉車両 災害その他</p> <p>・要件の考え方・理由に記載の条番号等 (●)は法改正後に反映する予定</p> <p>(要件の考え方・理由) 地方税法第●条の●(軽自動車税の減免)により、地方団体の条例の定めに応じ必要な減免区分をマスタ管理する機能が必要となる。 当該機能要件によって各団体の条例に応じた減免事務が可能となることから実装必須機能とした。</p>	<p>法改正に伴い、備考及び要件の考え方・理由記載の条番号を修正した。</p>	<p>(備考) ・減免対象区分の名称については以下のようなものを想定している。</p> <p><減免対象区分の名称の例> 生活保護 公益使用 障害者(本人が運転/生計を一にするものが運転/常時介護者が運転) 構造が専ら身体障害者等の利用に供する戦傷病者 福祉車両 災害その他</p> <p>・要件の考え方・理由に記載の条番号等(●)は法改正後に反映する予定</p> <p>(要件の考え方・理由) 地方税法第456●条の●(軽自動車税の減免)により、地方団体の条例の定めに応じ必要な減免区分をマスタ管理する機能が必要となる。 当該機能要件によって各団体の条例に応じた減免事務が可能となることから実装必須機能とした。</p>	<p>実装必須機能／令和8年4月1日</p>

【第5.1版】から【第6.0版】(案)への変更概要(軽自動車税・帳票要件)

帳票ID	第5.1版	検討経過	第6.0版(案)	実装区分／適合基準日
納税通知書(納付書払い)(納付書一体型専用紙) ID:0130036	<p>(備考) 要件の考え方・理由に記載の条番号等(●)は法改正後に反映する予定</p> <p>(要件の考え方・理由) 地方税法第●条に規定される納税通知書のため実装必須帳票としている。 本帳票は納付書及び納税証明書(継続検査用)が一体となる様式を想定しているが、納付書及び納税証明書(継続検査用)の様式については収納管理の帳票要件で定義されたものを適用するものとする。</p>	法改正に伴い、備考及び要件の考え方・理由に記載の条番号を修正した。	<p>(備考) 要件の考え方・理由に記載の条番号等(●)は法改正後に反映する予定</p> <p>(要件の考え方・理由) 地方税法第451●条に規定される納税通知書のため実装必須帳票としている。 本帳票は納付書及び納税証明書(継続検査用)が一体となる様式を想定しているが、納付書及び納税証明書(継続検査用)の様式については収納管理の帳票要件で定義されたものを適用するものとする。</p>	実装必須帳票／令和8年4月1日
納税通知書(口座振替)(汎用紙) ID:0130040	<p>(備考) 要件の考え方・理由に記載の条番号等(●)は法改正後に反映する予定</p> <p>(要件の考え方・理由) 地方税法第●条に規定される納税通知書のうち、口座振替対象者に送付するものは納付書払いのものと同様式となるため、別途実装必須帳票として定義している。 なお、納付書払いの様式を用いるケースとは異なり、納税証明書が別途送付される運用を想定している。そのため、印字項目については複数車両の所有者への通知を行う場合を考慮して、対象車両情報や課税情報を明細対象の項目としている。</p> <p>納税通知書の電子的送付対応時本帳票を用いることを想定しており、紙の納税通知書等に対する副本として取り扱う予定である。</p>	法改正に伴い、備考及び要件の考え方・理由に記載の条番号を修正した。	<p>(備考) 要件の考え方・理由に記載の条番号等(●)は法改正後に反映する予定</p> <p>(要件の考え方・理由) 地方税法第451●条に規定される納税通知書のうち、口座振替対象者に送付するものは納付書払いのものと同様式となるため、別途実装必須帳票として定義している。 なお、納付書払いの様式を用いるケースとは異なり、納税証明書が別途送付される運用を想定している。そのため、印字項目については複数車両の所有者への通知を行う場合を考慮して、対象車両情報や課税情報を明細対象の項目としている。</p> <p>納税通知書の電子的送付対応時本帳票を用いることを想定しており、紙の納税通知書等に対する副本として取り扱う予定である。</p>	実装必須帳票／令和8年4月1日
試乗車用標識交付証明書 ID:0130097	実装区分: 実装必須 長さ 幅 最高速度 最高出力	試乗車用標識については特定の車両に紐づけて管理するものではないとの事業者意見を踏まえ、実装区分を標準オプション項目に緩和した。	実装区分: 標準オプション 長さ 幅 最高速度 最高出力	標準オプション帳票

【第5.1版】から【第6.0版】(案)への変更概要(収納管理・機能要件)

機能ID	第5.1版	検討経過	第6.0版(案)	実装区分／適合基準日
3.3.10. 還付時効管理 ID:0140242	還付充当通知の発送日、再発送日を基に自動で時効完成日が計算され、設定されることとしている。	地方団体等の運用を踏まえ、要件の考え方の理由の記載を削除。	還付充当通知の発送日、再発送日を基に自動で時効完成日が計算され、設定されることとしている。	実装必須機能／令和8年4月1日
8.1.2. 軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)との連携 ID:0140494	地方税共同機構が オプション で提供する軽JNKS自動連携機能と連携できること。(作成した納付情報データをLGWANネットワーク内の所定のフォルダに自動で格納できること。)	地方税共同機構が作成した「自動車税納付確認システム(JNKS)及び軽自動車税納付確認システム(軽 JNKS)の更改に伴う見積参考資料」に記載される「JNKS・軽 JNKS の即時反映機能」に対応するため機能を修正	地方税共同機構が オプション で提供する軽JNKS自動連携機能と連携できること。(作成した納付情報データ および納付予定情報データ をLGWANネットワーク内の所定のフォルダに自動で格納できること。)	標準オプション機能
8.1.2. 軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)との連携 ID:0140495	—	地方税共同機構が作成した「自動車税納付確認システム(JNKS)及び軽自動車税納付確認システム(軽 JNKS)の更改に伴う見積参考資料」に記載される「JNKS・軽 JNKS の即時反映機能」に対応するため機能を修正	過年度分の軽自動車税について、本税及び延滞金等を含め滞納がない車両を対象とし、軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)に納付予定情報を作成・出力できること。	実装必須機能／令和10年4月1日
8.2.1. 納税管理人の設定 ID:0140496	税目毎に相続人代表者、納税管理人、破産管財人、相続財産 管理人 、清算人(代表清算人)を設定できること。 各課税システムから連携し、設定されること。	民法改正に対応するため。	税目毎に相続人代表者、納税管理人、破産管財人、相続財産 管理清算人 、清算人(代表清算人)を設定できること。 各課税システムから連携し、設定されること。	実装必須機能／令和10年4月1日
8.2.1. 納税管理人の設定 ID:0140497	税目毎に相続人代表者、納税管理人、破産管財人、相続財産 管理人 、清算人(代表清算人)を設定し、その設定期間を管理できること。	同上	税目毎に相続人代表者、納税管理人、破産管財人、相続財産 管理清算人 、清算人(代表清算人)を設定し、その設定期間を管理できること。	標準オプション機能

【第5.1版】から【第6.0版】(案)への変更概要(滞納管理・機能要件)

機能ID	第5.1版	検討経過	第6.0版(案)	実装区分／適合基準日
3.1.8. 送付先等管理 ID:0150381	指定された送付先以外の情報が(納税管理人が納税義務者名と異なる場合等)宛名に併記されること。	<p>文字溢れ対応のため、指定された送付先以外の情報を併記しない対応を認める修正を実施。なお、要件の考え方・理由には以下の文言を追記している。</p> <p>「原則として、指定された送付先以外の情報は送付先欄に併記するものとする。ただし、文字数制限等の理由により支障が生じる場合には、地方団体と事業者が協議のうえ、併記しない取り扱いとすることを認める。」</p>	指定された送付先以外の情報が(納税管理人が納税義務者名と異なる場合等)宛名に併記されること。	実装必須機能／令和10年4月1日

【第5.1版】から【第6.0版】(案)への変更概要(滞納管理・帳票要件)

帳票ID	第5.1版	検討経過	第6.0版(案)	実装区分／適合基準日
-	-	-	特段の修正事項なし。	

【第5.1版】から【第6.0版】（案）への変更概要（税務共通・機能要件）

機能ID	第5.1版	検討経過	第6.0版(案)	実装区分／適合基準日
-	-	-	特段の修正事項なし。	